

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構	各課 定数	職 員 数			機 構	
		吏 員	事 務 員	計		
財 政 局 税 務 部	税 制 課	22	22	22	幸 区 役 所 合 計	
	課 税 指 導 課	30	30	30		
	市 民 税 課	20	20	1		21
	収 納 対 策 課	29	28	1		29
合 計	101	100	2	102		
川 崎 区 役 所	市 民 税 課	会 計 管 理 係	10	1	11	中 原 区 役 所 合 計
		市 民 税 第 1 係	7		7	
	市 民 税 第 2 係	6		6		
	計	22	23	1	24	
資 産 税 課	土 地 係	8		8		
	家 屋 第 1 係	5		5		
	家 屋 第 2 係	5		5		
家 屋 第 3 係	6		6			
計	24	24		24		
納 税 課	収 納 担 当	19		19		
	特 別 収 納 担 当	7		7		
計	26	26		26		
合 計	72	73	1	74		
高 津 区 役 所 合 計	市 民 税 課	会 計 管 理 係				高 津 区 役 所 合 計
		市 民 税 第 1 係				
	市 民 税 第 2 係					
	計					
資 産 税 課	土 地 係					
	家 屋 第 1 係					
家 屋 第 2 係						
計						
納 税 課	収 納 担 当					
	特 別 収 納 担 当					
計						
合 計						

(注) 1 課長は課の庶務担当係に含む。  
2 財政局税務部長は税制課に含む。

(平成18年4月1日現在)

各課 定数	職 員 数			機 構	各課 定数	職 員 数		
	吏 員	事 務 員	計			吏 員	事 務 員	計
18	9		9	宮 前 区 役 所 合 計	18	7	1	8
	5		5			6		6
	4		4			5		5
14	6		6	資 産 税 課	20	9	1	10
	5		5			6		6
	4		4			4	1	5
10	9		9	納 税 課	15	10	2	12
	2		2			3		3
	11		11			13	2	15
42	44		44	合 計	53	50	5	55
22	10		10	多 摩 区 役 所 合 計	21	9		9
	6		6			6		6
	6		6			6		6
20	8		8	資 産 税 課	21	10		10
	6		6			6		6
	6		6			5	1	6
15	12		12	納 税 課	14	11	1	12
	3		3			2		2
	15		15			13	1	14
57	57		57	合 計	56	55	2	57
18	8		8	麻 生 区 役 所 合 計	18	8		8
	6		6			4	1	5
	5		5			5		5
21	8		8	資 産 税 課	22	11		11
	5	1	6			5		5
	6		6			6		6
16	13		13	納 税 課	10	8		8
	3		3			2		2
	16		16			10		10
55	54	1	55	合 計	50	49	1	50
税 務 職 員 総 数					486	482	12	494

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌	
財 政 局	税 制 課	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。 (2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。 (3) 市税システムの調整に関すること。 (4) 税務職員の研修に関すること。 (5) 税務査察に関すること。 (6) 市税の不服申立てに関すること。 (7) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (8) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。 (9) 税務統計に関すること。
	税 指 導 課	地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 (1) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課及び督促に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。 (6) 課税資料に関すること。
	市 民 税 課	特別徴収の市民税及び県民税の賦課及び督促に関すること。
	収 納 対 策 課	(1) 市税収納対策の企画及び推進に関すること。 (2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。 (4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。

機構	事 務 分 掌	
各 区 市 役 所 ( 川 崎 区 役 所 )	資 産 税 課	(1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること。 (4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。 (6) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧に関すること。 上記のほか、区の会計事務に関すること。
	納 税 課	固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産(以下「特定償却資産」という。)に係る固定資産税の賦課を除く。)
	納 税 課	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関すること。
	納 税 課	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関すること。
川 崎 市 民 税 課 区 役 所	資 産 税 課	(1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること(2以上の区に事務所又は事業所を有する個人又は法人に係る調整事務を含む。) (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (6) 納税思想の普及高揚に関すること。 (7) 市税の証明及び閲覧に関すること。 上記のほか、区の会計事務に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(特定償却資産に係る固定資産税の賦課を含む。)
	納 税 課	(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
	納 税 課	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税並びに特別土地保有税を除く。)及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区分		平成17年度			
個人	均等割	3,000円(県民税1,000円)			
	所得割	課税総所得金額			
		200万円以下の金額	3/100	県民税	
200万円を超え700万円以下の金額		8/100	700万円以下の金額		2/100
700万円を超える金額	10/100	700万円を超える金額	3/100		
法人	均等割	資本等の金額・従業者数			
		50億円超50人超	3,000,000円	1千万円超1億円以下50人超	150,000
		50億円超50人以下	410,000円	1千万円超1億円以下50人以下	130,000
		10億円超50億円以下50人超	1,750,000円	1千万円以下50人超	120,000
		10億円超50億円以下50人以下	410,000円	その他の法人等	50,000
		1億円超10億円以下50人超	400,000円		
	法人税割	1億円超10億円以下50人以下	160,000円		
		資本の金額又は出資金額が10億円以上及び保険業法に規定する相互会社			
		資本の金額又は出資金額が5億円以上10億円未満			
		その他の法人等			
固定資産税	1.4/100(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)				
軽自動車税	1 原動機付自転車	2 軽自動車及び小型特殊自動車	3 2輪の小型自動車		
	50cc以下 1,000円	ア 軽自動車	4,000		
	90cc以下 1,200円	(ア) 2輪	2,400円		
	90cc超 1,600円	(イ) 3輪	3,100円		
	ミニカー 2,500円	(ウ) 4輪 乗用 営業用	5,500円		
		〃 自家用	7,200円		
		貨物 営業用	3,000円		
		〃 自家用	4,000円		
		(エ) その他のもの	2,400円		
		イ 小型特殊自動車			
	(ア) 農耕作業用	1,600円			
	(イ) その他のもの	4,700円			
市たばこ税	旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円				
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円				
特別土地保有税	平成15年度以降課税の停止				
	保有分	1.4/100	(2,000㎡未満)		
	取得分	3/100	(2,000㎡未満)		
	遊休土地分	1.4/100	(1,000㎡未満)		
事業所税	資産割	600円(1,000㎡以下)			
	従業者割	0.25/100(100人以下)			
都市計画税	0.3/100				

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の( )内は、免税点を示す。

平成18年度		納期(納期限)			
普通徴収	1期	2期	3期	4期	
	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日	
特別徴収	6月～翌年5月(毎月)				
	当月分を翌月10日までに納入				
円	各事業年度終了後2ヶ月以内				
円	1期	2期	3期	4期	
円	4月末日	7月末日	12月末日	2月末日	
円	5月末日				
	平成18年7月1日から3,298円				
	平成18年7月1日から1,564円				
	翌月末日				
	保有分	5月末日			
	取得分	8月末日又は2月末日			
	遊休土地分	5月末日			
法人	各事業年度終了後2ヶ月以内				
個人	翌年の3月15日まで				
	固定資産税と同じ				

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平 成 17 年
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円 " 660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円
	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円
	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のい
社会保険料	支払った金額	
小規模企業共済等掛金	支払った金額	
所得	生命保険料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 15,000円以下……………全額 " 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 " 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 " 70,000円超……………35,000円
	損害保険料	短期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が1,000円以下……………全額 " 1,000円超3,000円以下……………支払額×1/2+500円 " 3,000円超……………2,000円
	寄 附 金	(「寄附金額」又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金
	老年者・寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	老年者……………480,000円 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………260,000円 特別障害者……………300,000円 特定の寡婦……………300,000円
	配 偶 者	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 老人……………380,000円( " 610,000円)
控除	配偶者特別	配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満……………330,000円 45万円以上50万円未満……………310,000円 50万円以上55万円未満……………260,000円 55万円以上60万円未満……………210,000円 60万円以上65万円未満……………160,000円 65万円以上70万円未満……………110,000円 70万円以上75万円未満……………60,000円 75万円以上76万円未満……………30,000円
	扶 養	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 特定……………450,000円( " 680,000円) 老人……………380,000円( " 610,000円) 同居老親等……………450,000円( " 680,000円)
	基 礎	330,000円
	税額控除	配当所得の金額×2%(県民税0.8%)(課税総所得金額が1千万円を超える場 (証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。)
	定 率 控 除	市県民税所得割額×15%(限度額 4万円)
参 考	退職所得控除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年) (障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)
	老年者控除の範囲	合計所得金額 1,000万円以下(年齢 65歳以上)
	障・65歳・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下

度	平 成 18 年 度	
	万円)のいずれか多い方の金額 れか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)	
	個人年金保険料だけの場合 支払保険料が 15,000円以下……………全額 " 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 " 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 " 70,000円超……………35,000円	生命保険料と個人年金保険料 が両方ある場合 左の算式で求めたそれぞれの 額の合計
	長期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が 5,000円以下……………全額 " 5,000円超15,000円以下……………支払額×1/2+2,500円 " 15,000円超……………10,000円	短期と長期の両方がある場合 左の算式で求めたそれぞれの 額の合計(限度額 10,000円)
	額) -10万円	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………260,000円 特別障害者……………300,000円 特定の寡婦……………300,000円 老年者控除については、廃止。
	合の超える部分の金額は×1%(県民税0.4%)	
	市県民税所得割額×7.5%(限度額 2万円)	
	老年者控除廃止	
	65歳以上の者に係る非課税措置については、廃止。	

5 所得税の諸控除

区 分	平成 16 年 分			
所得金額	給与所得控除 収入金額が180万円以下…………… 収入金額×40% (最低控除額65万円) " 180万超360万円以下…………… 収入金額×30% + 180,000円 " 360万超660万円以下…………… 収入金額×20% + 540,000円 " 660万超1,000万円以下…………… 収入金額×10% + 1,200,000円 " 1,000万円超…………… 収入金額×5% + 1,700,000円			
	青色事業専従者給与 適正な給与の支給額			
	事業専従者控除(白色) 配偶者 860,000円、その他 500,000円			
	雑 損 「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万			
	医 療 費 (医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれ			
所得	社 会 保 険 料 支払った金額			
	小規模企業共済等掛金 支払った金額			
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合 支払保険料が 25,000円以下…………… 全額 " 25,000円超50,000円以下…………… 支払額×1/2+12,500円 " 50,000円超100,000円以下…………… 支払額×1/4+25,000円 " 100,000円超…………… 50,000円		
		損 害 保 険 料	短期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が2,000円以下…………… 全額 " 2,000円超4,000円以下…………… 支払額×1/2+1,000円 " 4,000円超…………… 3,000円	
			寄 付 金 (「寄付金額」又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金額)	老年人…………… 500,000円 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…………… 270,000円 特別障害者…………… 400,000円 特定の寡婦…………… 350,000円
				配 偶 者
	控 除	配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満…………… 380,000円 40万円以上45万円未満…………… 360,000円 45万円以上50万円未満…………… 310,000円 50万円以上55万円未満…………… 260,000円 55万円以上60万円未満…………… 210,000円 60万円以上65万円未満…………… 160,000円 65万円以上70万円未満…………… 110,000円 70万円以上75万円未満…………… 60,000円 75万円以上76万円未満…………… 30,000円		
		扶 養	一般…………… 380,000円 (同居特別障害者の場合730,000円) 特定…………… 630,000円 ( " 980,000円) 老人…………… 480,000円 ( " 830,000円) 同居老親等…………… 580,000円 ( " 930,000円)	
			基 礎 380,000円	
			配 当 配当所得の金額×10% (課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分 (証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))	
税 額 控 除			住宅借入金等特別 平成14年1月1日～16年12月31日までに居住を開始した場合 (控除期間は10年間) 借入金の年末残高が [10年間] 5千万円以下…………… 残高×1% 5千万円超…………… 50万円	
		政党等寄附金特別 (政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－1万円)×30%(限度額 所 外 国 税 額 外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除 定 率 減 税 額 所得税額の20%(限度額 25万円)		

	平成 17 年 分
	円)のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)か少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)
	個人年金保険料だけの場合 支払保険料が 25,000円以下…………… 全額 " 25,000円超50,000円以下…………… 支払額×1/2+12,500円 " 50,000円超100,000円以下…………… 支払額×1/4+25,000円 " 100,000円超…………… 50,000円
	長期損害保険契約に係るものだけの場合 支払保険料が 10,000円以下…………… 全額 " 10,000円超20,000円以下…………… 支払額×1/2+5,000円 " 20,000円超…………… 15,000円
	－1万円 (「寄付金額」又は「総所得金額等の30%相当額」のいずれか少ない方の金額)－1万円
	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…………… 270,000円 特別障害者…………… 400,000円 特定の寡婦…………… 350,000円 老年人控除については、廃止。
	生命保険料と個人年金保険料が 両方ある場合 左の算式で求めたそれぞれの額の合計
	短期と長期の両方がある場合 左の算式で求めたそれぞれの額の合計(限度額 15,000円)
	の金額は×5%)
	平成17年1月1日～17年12月31日までに居住を開始した場合(控除期間は10年間) 借入金の年末残高が [当初8年間] [9年目・10年目] 4千万円以下…………… 残高×1% 残高×0.5% 4千万円超…………… 40万円 20万円
	得税額の25%)
	いた額×国外所得総額÷所得総額)

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額
総額	848,109,501	780,772,805	834,256,191	763,827,809	857,160,515	790,345,931	836,492,490
所得税	187,325,833	174,970,239	168,350,956	157,065,378	167,745,116	157,678,704	171,115,298
源泉分	136,866,429	131,384,635	120,695,747	115,889,671	120,352,188	116,083,814	122,862,842
申告分	50,459,404	43,585,603	47,655,209	41,175,707	47,392,928	41,594,890	48,252,456
法人税	73,732,922	72,375,876	71,413,836	70,510,655	63,571,086	62,742,939	67,293,232
相続税	45,524,305	32,182,716	43,540,995	27,486,508	41,186,479	28,658,234	29,674,015
消費税	95,724,984	88,926,867	92,922,884	86,406,425	96,030,578	88,773,054	99,786,742
酒税	22,090,848	22,090,814	X	X	X	X	X
たばこ税・たばこ特別税	607	-	113	80	43,098	43,048	33
揮発油税・地方道路税	421,250,729	387,786,969	436,404,550	400,746,078	468,873,203	432,745,561	460,714,016
その他	2,459,272	2,439,325	X	X	X	X	X
川崎南税務署取扱分	604,771,110	562,075,616	609,029,539	564,716,976	628,213,618	583,036,320	617,295,212
川崎北税務署取扱分	191,590,396	175,248,174	179,848,642	160,843,072	181,869,949	165,823,888	174,867,282
川崎西税務署取扱分	51,747,994	43,449,015	45,378,009	38,267,761	47,076,948	41,485,723	44,329,995

(注) 1 平成13年度の総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない。  
 2 表中「X」は、東京国税局において個人情報保護の観点から計数を秘匿することとされているも  
 3 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道  
 も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	95,207,561	90,267,143	87,879,122	83,049,942	90,827,038	86,354,056	109,267,862
県民税個人	36,994,779	33,662,872	36,933,680	33,628,223	35,695,950	32,590,922	35,009,967
県民税法	6,967,534	6,959,489	5,914,025	5,884,500	6,815,833	6,793,283	8,113,957
県民税利子割	704,488	704,499	455,375	455,375	457,984	457,984	-
事業税個人	4,065,176	3,863,740	4,164,702	3,967,885	4,207,772	4,024,950	4,303,141
事業税法	33,884,724	33,888,770	28,251,585	28,191,121	32,963,078	32,958,017	42,004,936
不動産取得税	6,419,808	5,521,851	6,417,886	5,672,814	4,720,864	4,004,244	4,889,968
ゴルフ場利用税	75,667	75,667	76,912	76,912	73,337	73,337	69,048
臨時特例企業税	-	-	27,236	27,236	1,140,854	1,140,854	3,399,305
軽油引取税	6,053,289	5,580,090	5,614,900	5,141,137	4,747,566	4,309,168	11,476,433
狩猟税	2,448	2,448	2,189	2,189	71	71	1,106
旧法による税	39,651	7,717	20,633	2,551	3,728	1,226	-
川崎県税事務所取扱分	64,629,646	60,763,900	63,475,022	59,741,865	61,062,426	57,661,428	65,875,377
高津県税事務所取扱分	25,584,382	24,781,093	20,015,821	19,123,971	25,252,891	24,319,421	38,636,797
麻生県税事務所取扱分	4,993,533	4,722,150	4,388,279	4,184,106	4,511,721	4,373,207	4,755,688

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。  
 2 平成15年度までの狩猟税は、狩猟者登録税と入猟税の合計額である。

(単位 千円・%)

6年度	平成17年度		前年比										
	収納済額	徴収決定済額	収納済額	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
				徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額		
774,181,924	882,178,724	823,730,114	98.2	98.7	98.4	97.8	102.7	103.5	97.6	98.0	105.5	106.4	
161,545,553	175,601,969	166,311,730	94.8	94.7	89.9	89.8	99.6	100.4	102.0	102.5	102.6	103.0	
118,894,021	124,766,367	120,825,115	94.1	93.9	88.2	88.2	99.7	100.2	102.1	102.4	101.5	101.6	
42,651,532	50,835,602	45,486,615	96.6	97.1	94.4	94.5	99.4	101.0	101.8	102.5	105.4	106.6	
66,599,932	92,769,974	92,056,992	71.6	70.9	96.9	97.4	89.0	89.0	105.9	106.1	137.9	138.2	
20,679,327	28,695,774	22,616,589	85.6	96.6	95.6	85.4	94.6	104.3	72.0	72.2	96.7	109.4	
94,559,933	103,768,933	98,187,030	104.6	104.5	97.1	97.2	103.3	102.7	103.9	106.5	104.0	103.8	
X	X	X	101.0	101.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	33	-	93.0	皆減	18.6	皆増	著増	著増	著減	皆減	100.0	-	
422,900,888	473,232,411	436,466,946	107.1	107.5	103.6	103.3	107.4	108.0	98.3	97.7	102.7	103.2	
X	X	X	84.8	84.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
573,468,493	658,240,439	615,694,978	103.3	103.5	100.7	100.5	103.1	103.2	98.3	98.4	106.6	107.4	
161,490,147	176,730,196	165,365,834	84.9	85.2	93.9	91.8	101.1	103.1	96.1	97.4	101.1	102.4	
39,223,285	47,208,088	42,669,302	98.9	103.6	87.7	88.1	103.7	108.4	94.2	94.5	106.5	108.8	

のである。  
 府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

6年度	平成17年度		前年比										
	収入額	調定額	収入額	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
				調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
104,768,935	117,386,293	112,847,211	98.8	99.2	92.3	92.0	103.4	104.0	120.3	121.3	107.4	107.7	
32,185,748	36,355,969	33,798,162	101.4	101.4	99.8	99.9	96.6	96.9	98.1	98.8	103.8	105.0	
8,096,908	8,281,175	8,257,239	101.6	101.7	84.9	84.6	115.2	115.4	119.0	119.2	102.1	102.0	
-	-	-	71.3	71.3	64.6	64.6	100.6	100.6	皆減	皆減	-	-	
4,120,374	4,254,180	4,099,867	108.7	108.9	102.4	102.7	101.0	101.4	102.3	102.4	98.9	99.5	
42,014,846	48,105,892	48,063,934	99.1	99.1	83.4	83.2	116.7	116.9	127.4	127.5	114.5	114.4	
4,246,555	6,529,182	5,600,086	89.4	90.0	100.0	102.7	73.6	70.6	103.6	106.1	133.5	131.9	
69,048	70,258	70,258	99.1	99.1	101.6	101.6	95.4	95.4	94.2	94.2	101.8	101.8	
3,399,305	3,067,087	3,067,087	-	-	皆増	皆増	著増	著増	298.0	298.0	90.2	90.2	
10,635,043	10,722,549	9,890,578	90.3	94.3	92.8	92.1	84.6	83.8	241.7	246.8	93.4	93.0	
1,106	-	-	89.9	89.9	89.4	89.4	3.2	3.2	著増	著増	皆減	皆減	
-	-	-	皆増	皆増	52.0	33.1	18.1	48.1	皆減	皆減	-	-	
62,794,398	70,126,236	67,134,864	95.7	95.4	98.2	98.3	96.2	96.5	107.9	108.9	106.5	106.9	
37,352,664	42,031,628	40,603,374	108.3	110.4	78.2	77.2	126.2	127.2	153.0	153.6	108.8	108.7	
4,621,873	5,228,429	5,108,973	96.8	98.0	87.9	88.6	102.8	104.5	105.4	105.7	109.9	110.5	

8 指定都市の状況(平成17年度)

(1) 人口等

区 分		川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		
		前年比	前年比	前年比	前年比			
人 口 等	人 口 (人)	1,306,992	100.9	1,870,179	100.5	1,025,647	100.2	
	世 帯 数 (世帯)	587,929	101.5	847,069	101.7	440,826	100.9	
	面 積 (km <sup>2</sup> )	144.35	100.0	1,121.12	100.0	788.09	100.0	
	人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	9,054	100.9	1,668	100.5	1,301	100.2	
一 般 会 計 等	一 般 計	歳 入 額 (A)	509,499,403	99.2	791,847,973	98.2	392,206,057	97.6
		歳 出 額	504,152,386	99.0	788,238,545	98.2	384,795,270	97.4
	基 準 財 政	収 入 額 (B)	209,952,168	102.0	223,836,355	100.4	140,388,151	99.7
		需 要 額 (C)	202,037,420	100.5	334,252,772	100.4	172,897,276	101.1
	市 税	予 算 額 (D)	260,336,251	103.3	259,700,000	100.3	166,999,800	101.6
		調 定 額 (E)	274,960,569	102.4	275,986,885	100.9	178,941,384	101.1
		収 入 額 (F)	262,778,889	103.1	261,122,979	101.1	167,652,160	101.7
		不 納 欠 損 額	1,621,261	102.8	1,571,144	90.3	1,609,988	100.1
	徴 税 費 等	徴 税 費 (G)	5,050,763	91.6	8,049,329	100.7	4,204,651	104.8
		道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	2,405,969	103.6	2,184,329	100.7	1,319,052	102.6
徴 税 費 の 割 合 (G-H) / F		1.0	—	2.2	—	1.7	—	
税 務 職 員 数 (臨 時 職 員 含 む)		525	96.3	751	99.6	371	99.5	
率	一 般 会 計 歳 入 額 中 に 占 め る 市 税 の 割 合 (F/A)	51.6	—	33.0	—	42.7	—	
	基 準 財 政 収 入 額 / 基 準 財 政 需 要 額 (B/C)	103.9	—	67.0	—	81.2	—	
	市 税 対 予 算 比 (F/D)	100.9	—	100.5	—	100.4	—	
	市 税 収 入 額 対 調 定 比 (F/E)	95.6	—	94.6	—	93.7	—	

(注) 1 人口等は、平成17年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成18年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成17年度実績に

(単位 千円・人・%)

さ い た ま 市		千 葉 市		横 浜 市		静 岡 市	
		前年比	前年比	前年比	前年比		
1,066,413	100.5	919,094	100.6	3,559,867	100.8	702,259	99.9
430,266	100.2	375,638	101.3	1,489,727	101.7	266,349	101.3
168.33	100.0	272.08	100.0	434.98	100.0	1,374.05	100.0
6,335	100.5	3,378	100.6	8,184	100.8	511	99.8
379,201,281	100.4	360,528,666	103.2	1,299,191,441	98.7	250,127,247	98.5
364,083,711	100.1	355,531,875	103.5	1,283,992,971	98.5	240,215,438	97.4
160,309,228	111.6	134,819,937	101.1	543,122,569	102.2	101,215,960	108.6
163,355,879	112.9	138,542,704	101.7	574,531,290	100.1	116,759,925	110.0
193,293,803	111.9	163,000,000	102.5	664,765,000	102.0	114,400,000	100.8
210,023,778	111.4	184,419,958	108.6	693,894,179	101.3	126,745,624	103.0
194,690,015	112.4	163,574,713	104.2	667,700,086	102.2	118,433,821	103.1
2,165,205	117.8	3,686,608	224.5	3,322,798	59.0	582,887	104.8
4,467,000	99.0	3,690,810	99.9	13,094,409	101.5	2,372,090	91.3
1,926,410	101.9	1,438,138	103.1	6,454,836	102.1	948,209	103.2
1.3	—	1.4	—	1.0	—	1.2	—
340	90.9	308	100.7	1,291	99.8	285	102.9
51.3	—	45.4	—	51.4	—	47.3	—
98.1	—	97.3	—	94.5	—	86.7	—
100.7	—	100.4	—	100.4	—	103.5	—
92.7	—	88.7	—	96.2	—	93.4	—

よる。

8 指定都市の状況(平成17年度)(続)

(1) 人口等(続)

区分	名古屋市		京都市		大阪市	
		前年比		前年比		前年比
人口等	人口(人)	2,204,496 100.4	1,463,941 99.9	2,633,819 100.3		
	世帯数(世帯)	947,576 101.4	646,531 100.9	1,229,370 101.0		
	面積(km <sup>2</sup> )	326.45 100.0	610.22 100.0	221.96 100.1		
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	6,753 100.4	2,399 99.9	11,866 100.2		
一般会計等	一般会計	歳入額(A)	967,380,394 96.0	680,415,738 101.5	1,698,635,808 97.1	
		歳出額	963,333,505 95.9	671,565,518 101.0	1,697,039,103 97.2	
	基準財政	収入額(B)	390,912,769 103.3	192,390,965 100.3	479,313,945 99.7	
		需要額(C)	394,649,699 101.4	285,677,426 103.1	557,130,199 100.8	
	市税	予算額(D)	468,546,317 102.5	236,221,000 102.3	625,505,679 102.4	
		調定額(E)	485,381,555 102.3	250,585,547 104.6	665,880,774 101.1	
		収入額(F)	473,472,695 102.7	242,059,317 105.3	628,572,551 101.6	
		不納欠損額	1,591,739 67.3	1,418,422 106.1	4,124,753 97.1	
	徴税費等	徴税費(G)	12,255,260 94.5	7,485,476 98.6	16,350,755 89.0	
		道府県民税徴収取扱費(H)	3,594,791 102.8	1,824,796 102.5	2,986,460 102.5	
徴税費の割合(G-H)/F		1.8 —	2.3 —	2.1 —		
税務職員数(臨時職員含む)		1,181 98.9	740 99.6	1,565 100.1		
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	48.9 —	35.6 —	37.0 —		
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	99.1 —	67.3 —	86.0 —		
	市税収入額	対予算比(F/D)	101.1 —	102.5 —	100.5 —	
		対調定比(F/E)	97.5 —	96.6 —	94.4 —	

(注) 1 人口等は、平成17年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成18年度市町村税課税状況等の調、第39表」の平成17年度実績に

(単位 千円・人・%)

神戸市	広島市	北九州市	福岡市
1,521,362 100.3	1,146,063 100.5	999,835 99.7	1,393,659 100.7
645,658 101.1	482,085 101.2	422,866 100.8	643,849 101.5
551.40 100.1	742.14 100.0	486.81 100.3	340.60 100.0
2,759 100.1	1,544 100.5	2,054 99.5	4,092 100.7
1,070,448,755 136.4	523,084,340 98.8	524,806,033 100.8	705,964,942 94.8
1,063,529,783 136.4	517,616,802 98.5	519,632,660 100.9	697,161,243 95.2
209,526,191 102.1	162,998,494 101.1	129,902,630 102.4	210,432,881 102.3
328,680,962 101.7	209,020,541 101.5	201,432,578 101.5	259,929,316 100.1
253,540,929 103.7	195,385,320 100.9	152,000,440 101.7	250,482,820 101.1
272,028,607 102.4	206,340,511 100.6	165,066,322 103.5	262,717,807 100.2
256,829,036 102.5	196,207,766 101.1	158,407,071 104.2	250,463,088 100.5
2,694,550 135.6	829,473 64.8	736,280 63.8	1,388,381 97.6
6,937,509 96.0	4,086,653 99.5	5,222,434 92.8	5,546,490 91.4
2,015,653 102.0	1,579,781 103.4	1,003,083 102.5	1,826,644 102.5
1.9 —	1.3 —	2.7 —	1.5 —
715 101.0	453 103.9	488 99.8	540 99.6
24.0 —	37.5 —	30.2 —	35.5 —
63.7 —	78.0 —	64.5 —	81.0 —
101.3 —	100.4 —	104.2 —	100.0 —
94.4 —	95.1 —	96.0 —	95.3 —

よる。









平成 18 年 度  
市 税 概 要

平成 18 年 12 月 発 行

編集 川崎市財政局税務部税制課  
発行

川崎市川崎区宮本町 1 番地  
電話 044(200)2111(代表)